

9 帝国大学総長特別監督の法学校卒業生徒取調

(明治二十年十月)

(欄外注記1)
明治二十年十月十五日受
日出

学務課主任属太田安茂(印)

知事 第二部長(渡辺印) 学務課長(元田印)

大学総長特別監督ノ法学校卒業生徒等取調ノ儀照会ノ件

案

神田区長
南豊嶋郡長
東多摩郡長

第二部長

専修学校

明治法律学校

英吉利法律学校

東京法学校

南豊嶋郡

東京専門学校

〔(下 札)〕
右帝国大学総長ノ監督ニ属セラレ候以来監督条規ニ基キ改正シ
タル学科ニ依リ卒業シタル生徒ノ員数及卒業ノ年月族籍姓名生
年月職業等取調ノ為メ入用ノ儀有之候条至急御取調御差出相成
度此段及御照会候也

(理由) 別紙文官試験局ヲ依頼相成候ニ付本案御照会相成可

然奉相伺候也

(欄外注記2)
甲第七号

当局取調之都合有之候ニ付帝国大学ノ監督ニ属シタル府下私立
法学校ニテ右監督ニ属シタル以来改正シタル学科ニ依リ卒業シ
タル生徒ノ員数及卒業ノ年月、族籍、姓名、生年月、職業等各
校別ニ御取調之上早急御回付相成度此段及御依頼候也

明治廿年十月十四日

文官試験局書記官印

東京府書記官御中

第八八七四号ヲ以東京専門学校卒業生徒員数云々取調方御照会
ニ抛リ調査候処別紙之通り申出候条此段及御回附候也

明治二十年十一月四日

東多摩郡長 益田包義印
南豊島郡長

第二部長

東京府書記官 渡辺 孝殿

(欄外注記3)
専修学校外三校監督条記ニ基キ改正ノ学科ニ依リタル卒業生御
照会ニ付右取調書添而此段及御回答候也

明治廿年十一月二日

神田区長 沢 簡徳印

東京府書記官 渡辺 孝殿

(下札)

東京専門学校卒業者	
二十年七月	十八人
専修学校	十五人
英利利法律学校	十九人
明治法律学校	三十四人
東京法学校	二十四人
ノ百十人	

(欄外注記1)

「收受宿六一四三号」「判決十月十五日」「送達十月十八日・第八
八七三号」

(欄外注記2)

「十月十四日宿直收受」

(欄外注記3)

「学第一二三号」

(明治二十年 往復録

616 D8 13)

(欄外注記1)
明治廿年十一月五日受
日日出

知事(代理書記官・銀林印)

第二部長 学務課長

学務課主任属太田安茂(印)

私立法学校卒業生徒ノ件

案

文官試験局書記官宛

第二部長

帝国大学ノ監督ニ属シタル私立法学校卒業生徒ノ儀ニ付御照会
ノ趣了承取調候処別紙之通り有之候此段及御回答候也

(欄外注記1)

「二十年十一月五日受」「判決十一月七日」「送達十一月七日」

(明治二十年 往復録

616 D8 13)